

災害から身を守るために「私達がすべき準備とは」

●お問合せ
新冠町総務企画課まちづくりグループ

☎ 47・2498

今年7月28日、神戸市灘区の一部の地区で、賀川が急に増水し、親水公園で遊んでいた方々が流され死亡する事故が発生しました。また、8月5日、東京都豊島区では下水道管内の水位が急に上昇し、作業員の方々が流され死亡するという痛ましい事故が相次いで発生しています。

いずれも急に降り出した局地的な大雨が関係しており、新冠の一部でも7月22日～23日にかけて1時間49分、10時間で150mmという集中豪雨が降り、復旧作業中の8月2日～3日にかけても100mm近い大雨が降り、さらに被害を拡大させました。

全国で急増する異常気象に、私達町民が普段から注意すべきことや災害が発生した時に取るべき行動など、自分の身は自分で守る自主防災の意識を持つことが重要です。今年度、町民皆さんの防災意識高揚のために行っている町の取り組みをご紹介します。

防災避難訓練 10月5日

例年行っております防災避難訓練ですが、今年も本町・中央町・北星町・東町・節婦・大狩部1地区の沿岸部自治会を対象に、津波警報発令時の避難訓練を行います。避難先など訓練の詳細は自治会長との協議後、皆さんにお知らせいたします。訓練当日は、サイレン吹鳴と広報車による避難広報が行われますので、実際の災害とお間違えのないようお願いいたします。



自主防災についての講演会 10月2日

「災害救援ネットワーク北海道」代表であります山口幸雄氏の講演会を予定しております。山口氏は全国各地の災害現場でボランティアの指導や実際の救援活動を行っており、災害現場での経験談を交えながら防災に関する考え方や災害時行動についての講演を全国各地で行っています。

多くの災害現場を目の当たりにしてきた山口氏の貴重なお話を聞く事ができる機会です、是非ご来場下さい。

- ▷日 時 10月2日(木) 午後7時～
- ▷場 所 レ・コード館シアター
- 入場無料

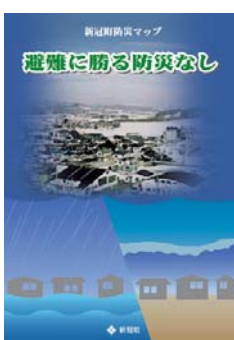
災害時要援護者支援プランの作成

「災害時要援護者」とは、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者の方で、要援護者を事前に把握することにより、災害時の連絡体制・避難場所・避難方法を予め準備する事ができます。

これらを整理した「要援護者避難支援プラン」を今年度中に作成し、要援護者リストは各自治会や役場で保管し、災害が発生した際には地域の方と協力し、避難情報の伝達や安否確認・避難誘導を行います。

要援護者の把握については、各地区の民生委員さんや地域の方が皆さんの自宅を訪問し、事業の趣旨、個人情報の提供や支援プラン作成に関することなどを説明します。災害時には、地域での助け合いが必要です、事業の趣旨に賛同いただきご協力をお願いいたします。

新冠町防災マップの作成



「新冠町防災マップ」は、大雨と津波発生時における危険区域を町内地図に示したものです。大雨時に河川が氾濫し浸水しやすい場所、土砂くずれが発生しやすい箇所、また大地震による津波が発生した際に想定される沿岸部の浸水範囲が、カラーの色分けで示してあります。

皆さんの住宅と照らし合せ、いざという時の避難場所をご確認下さい。新冠町防災マップは保存版として、1世帯に1冊づつ配布予定です。(9月下旬頃)

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

● 年金差し引きから口座振替に変更できます

保険料が年金から差し引かれている方（今後差し引かれる予定の方も含まれます。）のうち、次のいずれかに当てはまる方は、役場町民福祉課への申し出により口座振替で納めることができます。

① 国民健康保険料(税)を世帯主として確実に納めていた方

（過去2年間未納がない方）

⇒ 本人の口座から納められます。

② 世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方

⇒ 世帯主か配偶者の口座から納められます。

* 年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、市町村への申し出の時期により異なります。

* 詳しくは、役場町民福祉課へお問い合わせください。

保険料は税金の控除の対象となります。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料が年金から差し引かれている場合は、差し引かれている方の控除の対象となります。

なお、本人以外の世帯主か配偶者の口座から保険料を納めている場合は、口座振替によって支払った世帯主か配偶者の控除の対象となります。

● 医療費の自己負担額が高額になったとき ～ 高額療養費を支給します。

1か月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費として限度額を超えた額を支給します（限度額は、【表1】のとおりです。）。

該当する方には、口座に振り込む前に支給決定通知書でお知らせします。

また、該当する方のうち、まだ振込口座を登録していない方には申請書をお送りしますので、役場町民福祉課に提出してください（申請書を一度提出すると、その後は自動的に口座に振り込まれます。）。

【表1】高額療養費の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来の限度額 （個人ごと）	外来＋入院の限度額 （世帯ごと）
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋1%※1
一般		12,000円	44,400円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。

また、過去12か月の間に、外来＋入院の支給を4回以上受ける場合、4回目以降の限度額は、44,400円です。

● 入院したときの費用 ～ 食費や居住費がかかります。

入院したときは、かかった医療費の自己負担額のほかに、食費を自己負担します【表2】。

なお、療養病床に入院したときは、食費と居住費を自己負担します。

【表2】入院したときの食費及び居住費

	入院したとき		療養病床に入院したとき	
	1食当たりの食費		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者	260円		460円	320円
一般	260円		460円	320円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	210円 (90日を超える入院は160円)	210円	320円
	区分Ⅰ	100円	130円 (老齢福祉年金受給者は100円)	320円 (老齢福祉年金受給者は0円)

※2 住民税非課税世帯（区分Ⅰ・Ⅱの方）は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、役場町民福祉課に申請してください。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 電話011-290-5601
	役場町民福祉課 保健福祉グループ 電話0146-47-2113（直通）